

新潟県会計年度任用職員
(専門・児童相談所一時保護施設学習指導業務)
募集のお知らせ。

令和8年6月26日

新潟県中央福祉相談センター

受付期間 随時

審査日 受付後、連絡します

新潟県中央福祉相談センターで勤務する会計年度任用職員(専門・児童相談所一時保護施設学習指導業務)を募集します。

- 会計年度任用職員(専門)とは
1年以内の期間で任用し、専門的又は特定の分野の業務に従事する短時間勤務の職員です。
- 任用期間
採用日から令和9年3月31日まで
ただし、勤務成績が良好で、当該職が継続される場合には、2回(人材確保が困難な場合などは4回)まで再度任用する場合があります。

1 採用人数・業務内容等

職種

会計年度任用職員(専門・児童相談所一時保護施設学習指導業務)

人数

1人

業務内容

- (1) 一時保護されているこどもの教育及び学習支援
- (2) 一時保護されているこどもがその適正、能力等に応じた学習が行うことができるような環境の構築並びに適切な相談、助言及び情報の提供等の支援
- (3) その他学習支援のために必要な業務

勤務場所

新潟県中央福祉相談センター

2 応募の要件等

- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する人。
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	場 所
受付後、連絡します	新潟県中央福祉相談センター 新潟市江南区亀田向陽4-2-1 TEL 025-381-1114

(2) 考査の内容

考査の方法	考査の内容
面接考査 〔受付後に宣誓書に記入して いただきます。〕	会計年度任用職員（専門）の職務への適性などについて、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験にあたっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場までお越しください。遅刻者は受験できません。
- イ 黒のボールペンを必ず持参してください。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、考査実施後、2週間以内に郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。

なお、電話による請求では提供できません。

提供請求できる人

選考考査の受験者

提供内容

選考考査の総合ランク

提供期間

選考考査の結果（合否）通知日から1か月間（土・日、祝日は除く）

提供時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

提供場所

新潟県中央福祉相談センター

6 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日	月曜日から金曜日まで
イ 勤務時間	1日5時間50分（午前9時10分から午後4時まで 休憩時間 正午から午後1時まで）

(2) 報酬

日額 8,380円（正規職員の給与改定に連動して改定されます。）

※上記報酬に加え、勤務期間に応じて期末手当及び勤勉手当を支給します。

(3) 通勤に要する費用

正規職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内で支給します。

(3) 正規職員と同様に、守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）や兼業（副業）の制限などの地方公務員法の規定が適用されます。

7 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記（4）の申込先まで持参又は郵送してください。 <ul style="list-style-type: none">・市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの・ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークから交付される紹介状・資格要件を満たすことを証明する書類 <p>[留意事項]</p> <p>※ 面接時間を電話で連絡しますので、履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。メールでの連絡を希望される方はメールアドレスも記載してください。</p> <p>※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（学習指導業務）採用選考考査申込」と朱書してください。</p>
(2) 申込受付期間	随時
(3) 持参の場合の申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
(4) 問い合わせ先及び申込先	新潟県中央福祉相談センター 総務課 〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽4-2-1 025-381-1114（直通）